

令和4年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第1回)

消防庁からの情報提供

消防庁 救急企画室 救急専門官

小塩 真史

— 本資料の構成 —

1. 救急業務の現状
2. 令和3年度救急業務のあり方に関する検討会
3. 救急分野における新型コロナウイルス感染症対応
4. その他

1. 救急業務の現状

救急業務の実施体制

○ ほぼ全ての地域で救急業務が実施されている

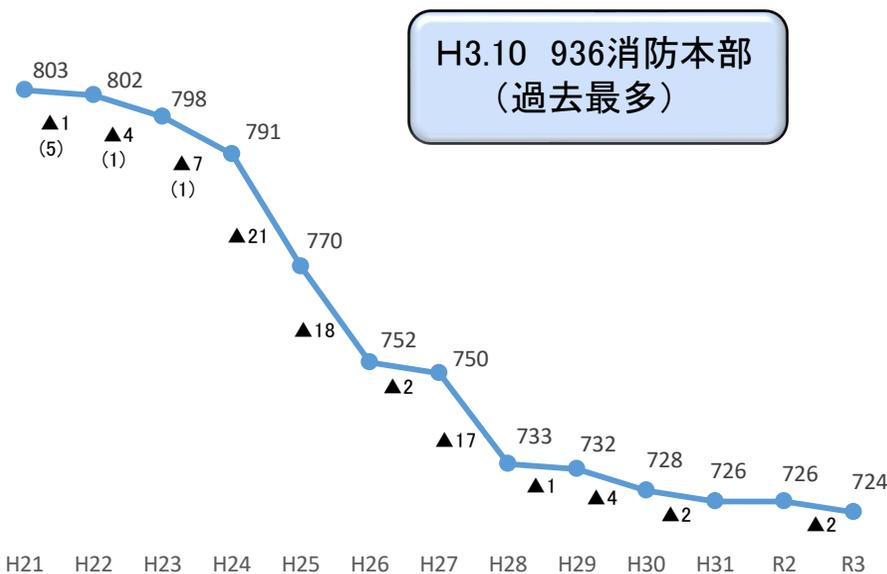
(毎年4月1日現在)

区分	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
市町村数		1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)		98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)		99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(備考)「救急年報報告」により作成

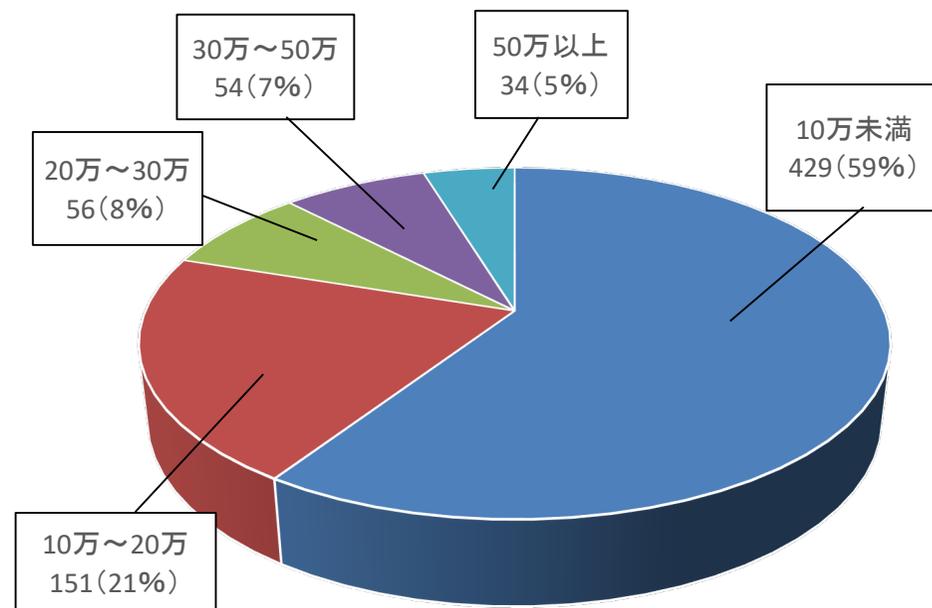
消防本部数及び人口規模別本部数

消防本部数の推移



- ※ 各年とも4月1日時点の消防本部数
- ※ 市町村合併により減少した消防本部数は()に記載

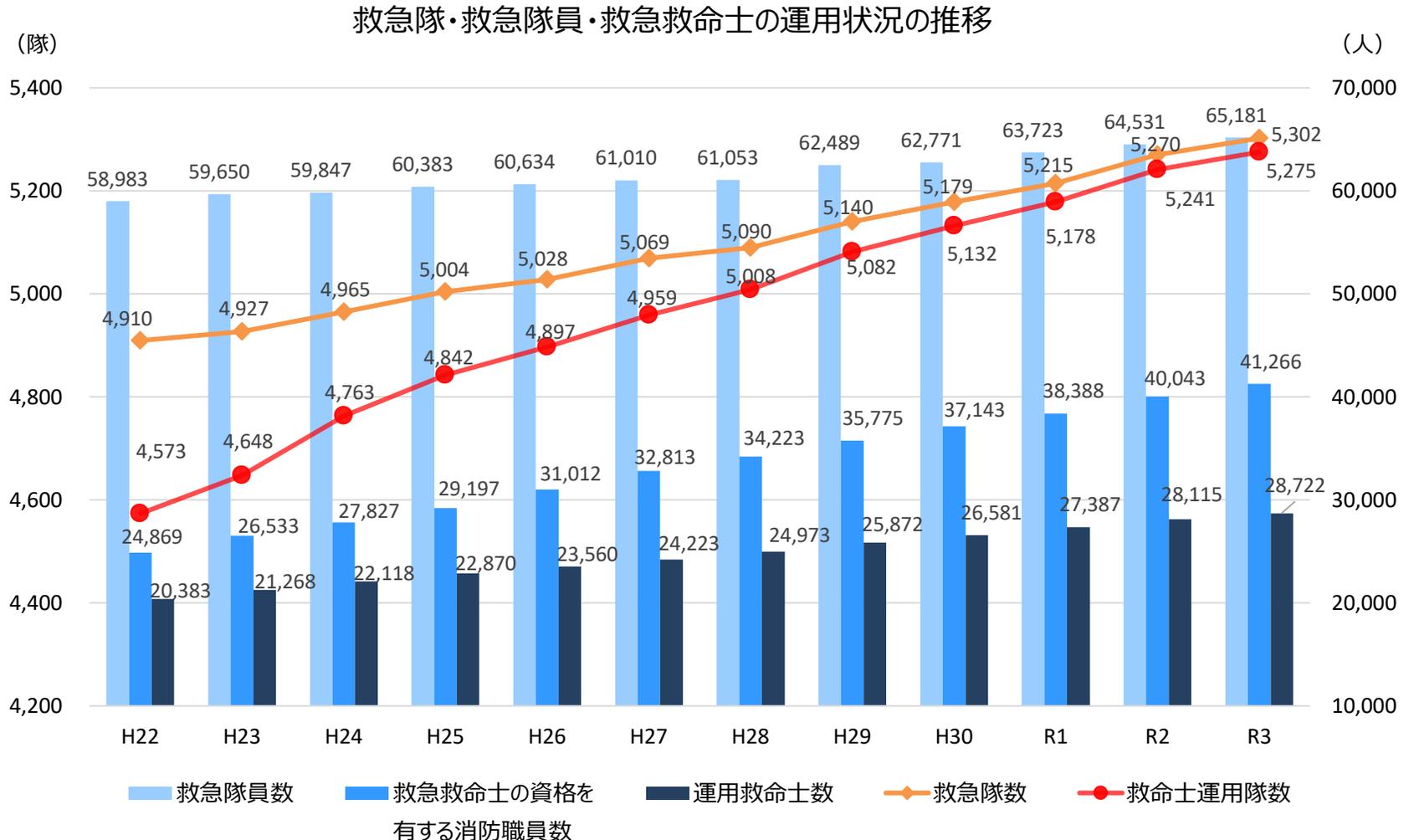
管轄人口規模別本部数(全体724)



管轄人口は、令和3年度消防現勢調査より算出

救急隊・救急隊員・救急救命士の運用状況

- 消防庁では、各救急隊に救急救命士が1人以上配置される体制を目標に救急救命士の養成を進めており、令和3年4月1日現在、5,302隊中5,275隊(99.5%)で救急救命士が配置・運用されている



※運用救命士とは、救急救命士の資格を有する消防職員であって、うち救急隊員として救急救命士運用されている者をいう。

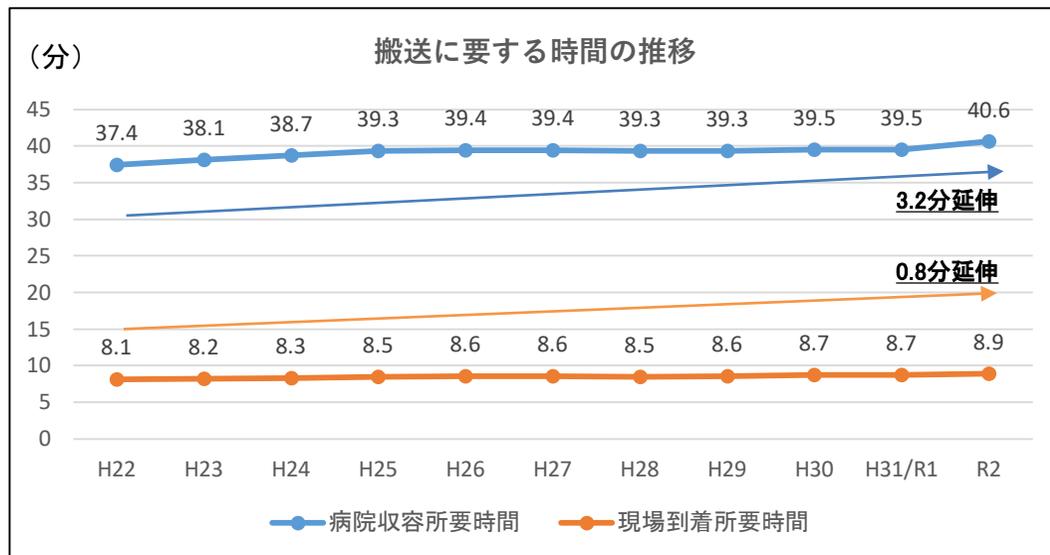
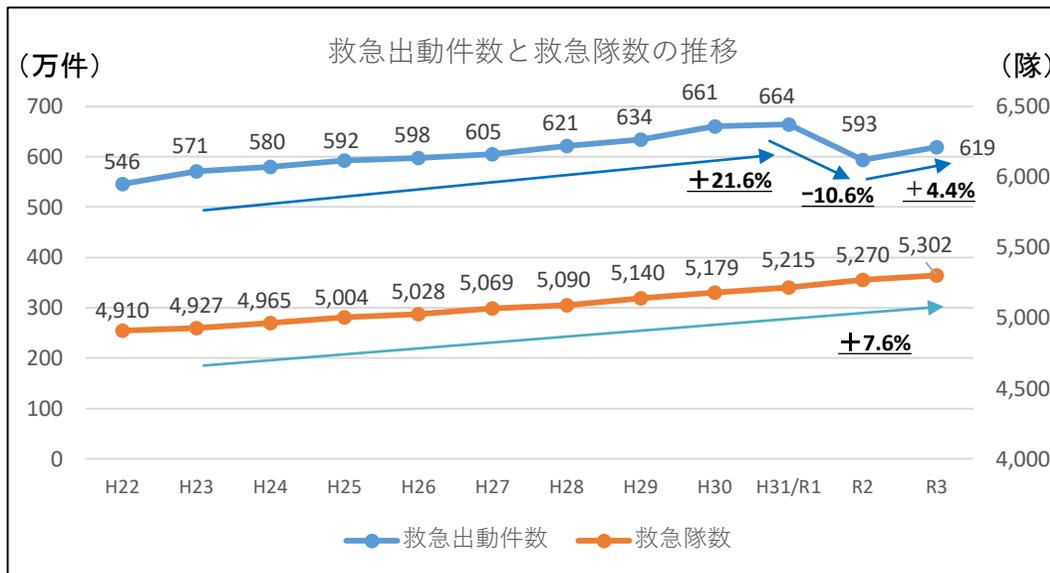
救急需要の推移

○ 令和3年中の救急自動車による救急出動件数(速報値)は、619万3,663件で、**昨年と比較すると約4.4%増加した。**

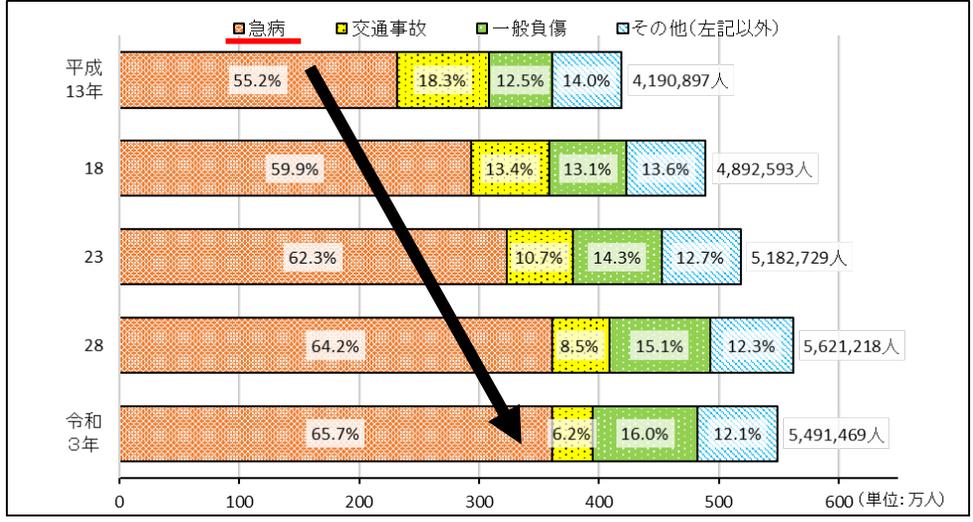
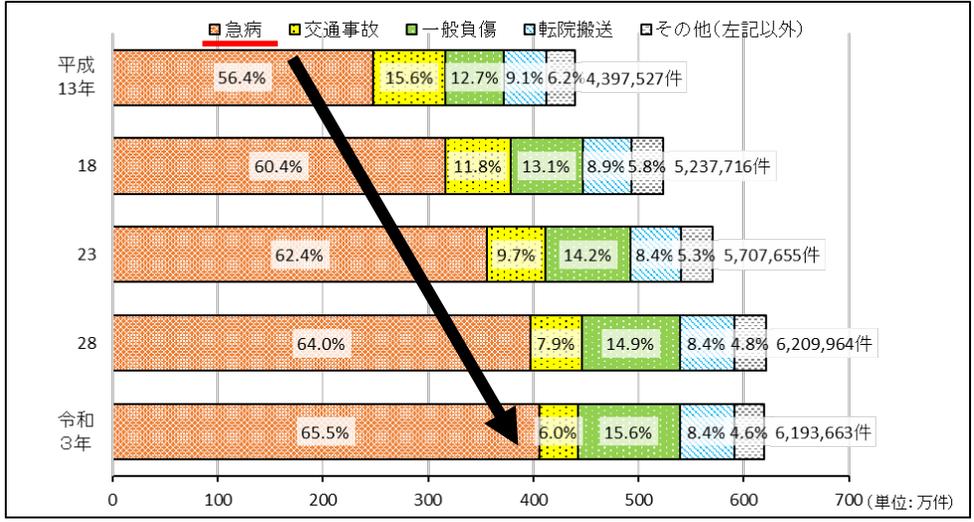
○ 救急隊数は、令和3年4月1日現在10年前と比較して**約7.6%の増加**

○ 令和2年中の病院収容所要時間は10年間で**3.2分**延伸している。

○ 令和2年中の現場到着所要時間は10年間で**0.8分**延伸している。



○ 救急自動車による出動件数及び搬送人員ともに急病・一般負傷は増加し、交通事故は減少傾向
 事故種別の救急出動件数と5年ごとの構成比の推移 事故種別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※令和3年の救急件数・搬送人員は速報値

※(件数)急病 9.1ポイント増 一般負傷 2.9ポイント増 交通事故 9.6ポイント減
 ※(人員)急病 10.5ポイント増 一般負傷 3.5ポイント増 交通事故 12.1ポイント減

救急出動件数・救急搬送人員の推移と将来推計

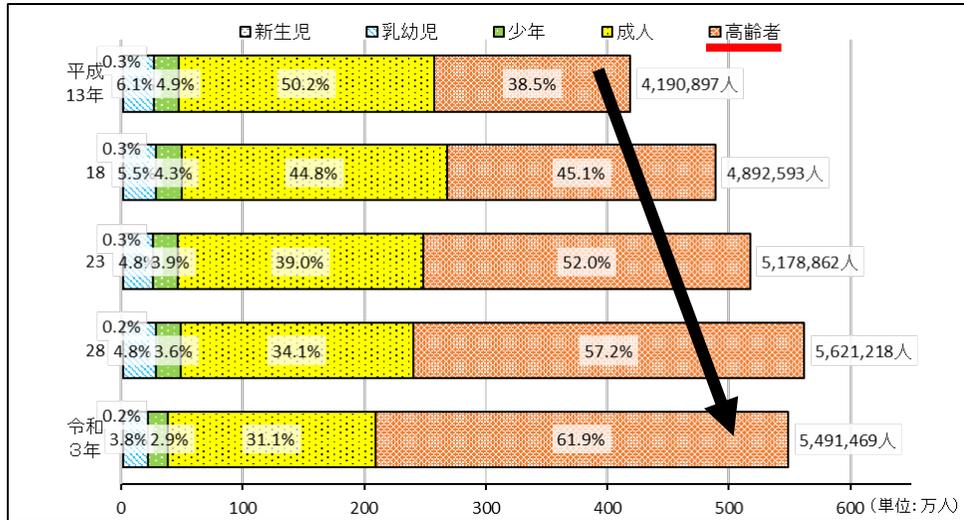


(令和3年版消防白書より抜粋)

※今後も、高齢化の進展等を背景とし需要の増加が見込まれている

○ 年々、高齢者の搬送割合が増加する一方で、軽症(外来診療)者の割合は減少傾向

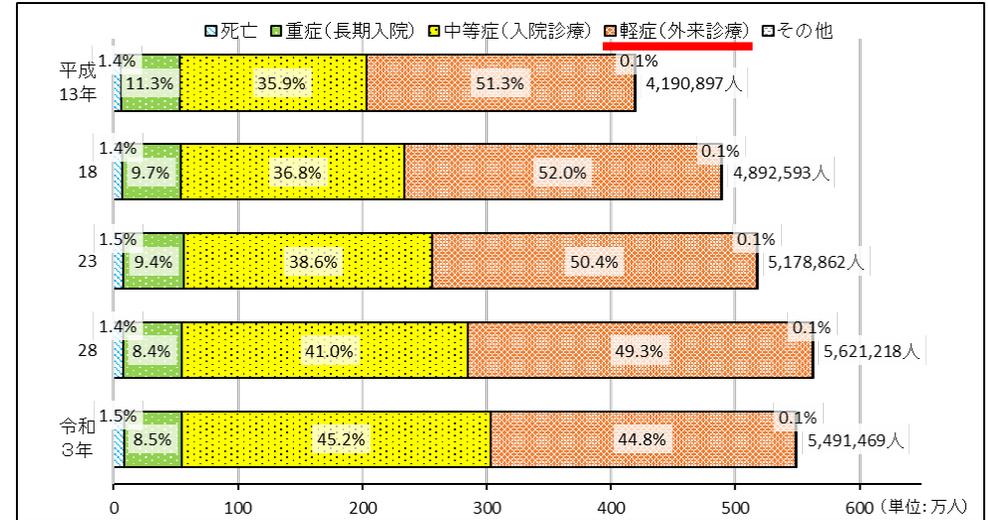
年齢区分別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

※令和3年の搬送人員は速報値

傷病程度別搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

・ 傷病程度の定義

- 死亡 : 初診時において死亡が確認されたもの
- 重症(長期入院) : 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- 中等症(入院診療) : 傷病程度が重症または軽症以外のもの
- 軽症(外来診療) : 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- その他 : 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、もしくはその他の場所に搬送したもの

※傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれている。

2. 令和3年度 救急業務のあり方に関する検討会

救急業務の円滑な実施と質の向上

1. 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方（連絡会）

- 救急業務におけるMC体制のPDCAに関する検討
 - ・ PDCAの取組の推進や評価指標の充実等に向けた検討及び新型コロナウイルス感染症拡大下における救急搬送困難事案への対応に関する検討を踏まえ、MC体制の更なる充実に向けた参考として、他地域の取組事例等を取りまとめた。
- 救急救命士等の教育に関する検討
 - ・ 「実践経験を通じた教育」について、試行的実施及び検証を通じて運用に向けた検討を行うとともに、指導救命士に求められる役割等について検討し、当該教育の運用方法等について取りまとめた。

2. 蘇生ガイドライン改訂への対応（WG）

- 蘇生ガイドライン改訂への対応
 - ・ 「JRC蘇生ガイドライン2020」及び「救急蘇生法の指針2020(市民用)(医療従事者用)」の改訂に伴う一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法等への影響を検討し、応急手当の普及啓発活動、口頭指導、救急隊員の活動等へ反映すべき点について検討を行った。
- 応急手当の普及啓発の促進
 - ・ 上級救命講習へのファーストエイド項目の追加や、電子デバイスの更なる活用方法等について検討を行った。

3. ICT技術を活用した救急業務の高度化（連絡会）

- 救急業務における5Gを活用した映像伝送について
 - ・ 救急隊から医療機関へ映像を伝送することについて、4G・5Gに限らず有用であるという結果が得られたことから、今後、各消防本部において、映像伝送システムの地域の実情に合わせた導入を検討するに当たっての一助となることが期待されることを取りまとめた。
- 音声認識を活用した自動文字起こしについて
 - ・ 実証実験を通じて、現場で活動する救急隊員の会話内容やスピードなどを把握できた。今後、各消防本部において、当該技術を救急現場へ導入する検討を行う際の一助となることが期待されることを取りまとめた。

救急車の適正利用（適時・適切な利用）の推進

4. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討（連絡会）

- 「事業導入・運営の手引き／マニュアル」の策定
 - ・ 未実施団体における円滑な事業導入及び事業実施団体における効果的な事業の運営・底上げ等を図るためのマニュアルを作成した。
- 「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の策定
 - ・ コールセンター業務を民間事業者等へ外部委託する際に必要な仕様書等について、モデルとなる様式を作成した。

その他（報告事項）

5. 救急業務に関するフォローアップ

- ・ 都道府県の担当部局とともに消防本部を実訪問し、現状及び課題の認識を共有、必要な助言を実施したほか、先進的な取組の把握を行った。

①救急業務におけるメディカルコントロール体制 のあり方(連絡会)

救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方

(1) 救急業務におけるMC体制の歴史と現状

昭和38年
消防法の一部を改正する法律第88号施行

令和38年
救急業務の法制化

<救急救命士制度>

- 平成3年
救急救命士法
(平成3年法律第36号)施行

<MC体制の構築、充実強化>

- 平成13年
救急業務高度化推進委員会報告書
「救急業務の高度化の推進について」
(平成13年7月4日付け消防救第204号
消防庁救急救助課長通知)

<救急救命処置範囲拡大>

- 平成16年～
・気管内チューブによる気道確保(H16)
・心停止傷病者へのエピネフリン投与(H18)
・心停止前傷病者への輸液、血糖測定、
ブドウ糖溶液投与(H26)

- 平成15年
「メディカルコントロール体制の充実強化について」
(平成15年3月26日付け消防救第73号
医政指発第0326002号消防庁救急救助課長・
厚生労働省医政局指導課長通知)

<指導救命士制度>

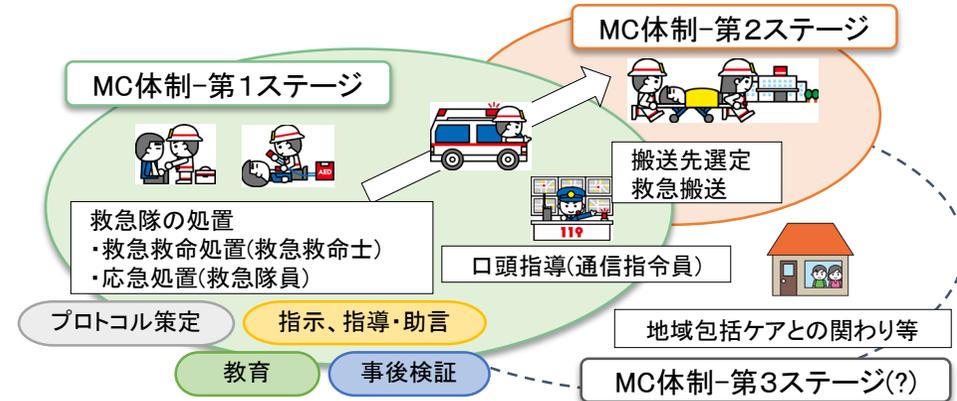
- 平成26年
「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」
(平成26年5月23日付け消防救第103号消防庁救急企画室長通知)

- 令和3年
「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」
(令和3年3月26日付け消防救第97号
消防庁救急企画室長通知)

<傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準>

- 平成21年
・消防法の一部を改正する法律(平成21年法律第34号)施行
・「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について」
(平成21年10月27日付け消防救第248号消防庁次長・医政発第1027第3号厚生労働省医政局長通知)

現状のMC体制の全体像



第1ステージ＝救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する体制
 第2ステージ＝傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定を通じて、地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る体制
 (第3ステージ＝地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療で協働する体制?)

<各地域のMC体制> (令和3年3月現在)

- MC協議会数
地域MC協議会＝251 都道府県MC協議会＝47

➢ 地域MC協議会の規模 都道府県数

地域MC協議会の規模	都道府県数
①都道府県規模(=1県1MC)	8
②二次・三次医療圏規模	16
③(①②を除き)各地域MCの圏域に救命救急センターが1箇所以上	14
④(①②③を除き)各地域MCが2箇所以下の消防本部を中心として構成	4
⑤上記以外	5

救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方

MC体制の評価指標(例)

➤ MC体制の評価指標(例)

「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」
(令和3年3月26日付け消防救第97号消防庁救急企画室長通知)

第1 ステージ の指標	地域MC協議会の所管内で行われた特定行為のオンラインでの指示要請について、連続した50回又は年間の指示要請件数の8%のうち多い方における、1回目の連絡が不通であった件数・割合
	地域MC協議会の所管内で行われた特定行為のオンラインでの指示要請について、連続した50回又は年間の指示要請件数の8%のうち多い方における、発信から指示医師につながるまでに1分間以上要した件数・割合
	指示医師に対する教育・研修の年間実施回数
	特定行為(特定行為器具による気道確保、静脈路確保、薬剤投与等)の年間実施件数・割合(※1)
	特定行為(特定行為器具による気道確保、静脈路確保、薬剤投与等)の年間成功件数・割合
	事後検証結果を消防本部内にフィードバックしている消防本部割合
	救急救命士に対する再教育(2年間128時間以上)を実施できている消防本部割合
第2 ステージ の指標	初診時傷病程度が重症以上の傷病者について、医療機関に受入れ照会を行った回数ごとの件数(※2)
	初診時傷病程度が重症以上の傷病者について、現場滞在時間区分ごとの件数(※2)
	検証結果を定期的に地域MC協議会に報告している消防本部割合
最終的な アウトカム	心肺停止傷病者の1か月後の生存数・生存率
	心肺停止傷病者の1か月後の社会復帰数・社会復帰率

※1 特定行為の実施件数・割合は、地理的要因や地域のプロトコル等の影響が大きいことに留意

※2 地域によっては、初診時傷病程度とともに、救急現場の緊急度判定結果を用いることも考えられる

➤ 指標活用の方

- 地域におけるMC体制の充実のため、こうした指標を用いて地域の状況を定量的に把握し、PDCAを通じた体制の構築・改善に努める。
- 今後の方向性として、
 - ・ まずは、指標の測定結果を用いて、自地域の経年比較を行うことが重要。
 - ・ いずれは、指標の目標値に対する達成度評価を行うことなども考えられる。
- MC協議会の役割として、
 - ・ 地域MC協議会は、指標の結果を把握し、都道府県MC協議会に定期的に報告する。
 - ・ 都道府県MC協議会は、都道府県内の結果をとりまとめ、状況を把握し、関係者間での情報共有を図り、地域MC協議会の取組を支援する。

救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方

(3) R3年度 救急業務におけるMC体制のあり方の検討【MC体制のPDCA】

【令和2年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書(抜粋)】

- 評価指標については、令和3年度以降、活用状況等のフォローアップを行い、活用の効果、より適切な指標、取組の推進方法等について検討を行っていく。

① 評価指標を活用したMC体制の見直し

【検討事項】

○指標自体の充実

- ・活用状況等を踏まえた「より適切な指標」の検討
- ・測定結果等を踏まえた「数値目標」の設定に係る検討

○指標を用いたPDCAの取組推進

- ・各地域の取組に向けた課題と解決策の検討
- ・好取組事例の共有による取組推進

② 実施基準の活用と救急搬送困難への対応

【検討事項】(※非感染症と感染症に分けて検討)

○救急搬送困難事案の発生要因と課題の整理

○実施基準の運用効果の検証

○搬送及び受入れを適切に行うための解決策の検討

- ・実施基準の見直しの必要性
- ・実施基準の見直し以外の解決策の必要性
- ・共有すべき先進的な取組 等

	①	②
第1回連絡会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指標設定の経緯 2. 現状の測定結果の共有 3. アンケート調査項目の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去の取組状況の共有 2. これまでの救急搬送困難事案と現状の共有 3. 救急搬送困難の現状 4. アンケート調査項目の検討
第2回連絡会	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査の報告 2. 指標の活用状況と課題の分析 3. ヒアリング対象の検討 4. 指標自体の充実化に係る検討 5. PDCAの取組推進に係る検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査の報告 2. 受入れ実態調査等、消防庁保有データの分析 3. 現状と課題の分析(実施基準の運用効果等) 4. ヒアリング対象の検討 5. 課題への対応や解決策の検討
第3回連絡会	<ol style="list-style-type: none"> 1. よりよい指標・取組推進方策の整理 2. 好取組事例の共有 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 搬送困難解消に向けた対応策の整理 2. 好取組事例の共有

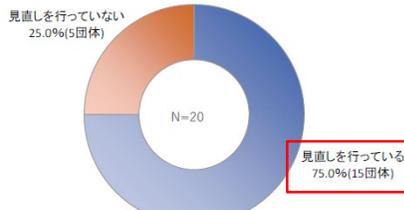
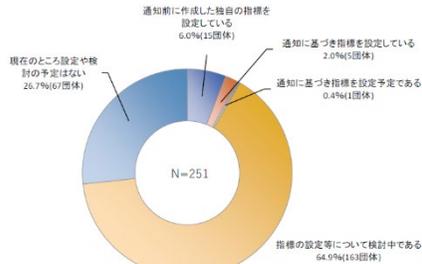
救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方

(3) R3年度 救急業務におけるMC体制のあり方の検討 【MC体制のPDCA】

① 評価指標を活用したMC体制の見直し

地域MC協議会における
評価指標の設定状況
→ 20地域MCで設定済

(評価指標を設定している20地域MC中)
評価指標に基づくMC体制の
見直しを行っているか
→ 15地域MCで実施中

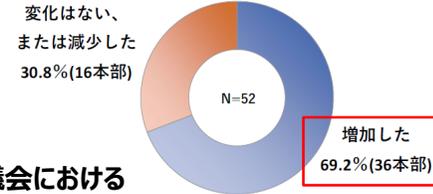


➤ 評価指標を活用したMC体制見直しに取り組んでいる5地域にヒアリング

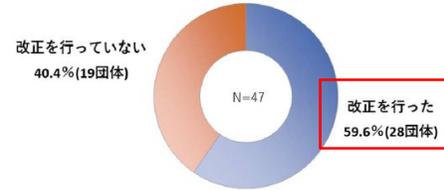
MC協議会名	MC規模	指標設定時期	評価指標	測定頻度	分析・検討	見直しの取組・効果(例)
大阪府三島地域MC協議会	二次医療圏規模	H17	第1ステージ指標 第2ステージ指標 アウトカム指標 その他指標	年1回	下部組織が実施 MC協議会に諮る	・口頭指導の実績等の測定・分析により通信指令員の教育体制を見直し → 口頭指導時の聞き取り能力の向上
熊本県熊本市MC協議会	消防本部規模	H27	第1ステージ指標 アウトカム指標 その他指標	年2回	MC協議会が実施	・特定行為の成功率等の測定・分析により救急救命士等の教育体制を見直し → 特定行為の成功率が大幅に上昇
福島県県中・東南地域MC協議会	救命救急センター規模	H29	第1ステージ指標 アウトカム指標	年1回	MC協議会が実施	・特定行為の成功率等の測定・分析により救急救命士等の教育体制を見直し → 特定行為の成功率が上昇
和歌山県紀南地域MC協議会	救命救急センター規模	H27	第1ステージ指標	年1回	下部組織が実施 MC協議会に諮る	・特定行為の実施率等の測定・分析により救急救命士等の教育体制を見直し → より安全・適切な傷病者対応 ・再教育実施率・対象者の可視化により関係者の意識改革、教育機会確保 → 再教育実施率の向上
山梨県MC協議会	1県1MC	H24	第2ステージ指標	年1回	下部組織が実施 MC協議会に諮る	・搬送困難状況の測定・分析により傷病者の搬送及び受入るの実施に関する基準を見直し → 救急搬送・医療リソースの適切な運用、現場滞在時間延伸抑制に寄与

② 実施基準の活用と救急搬送困難への対応

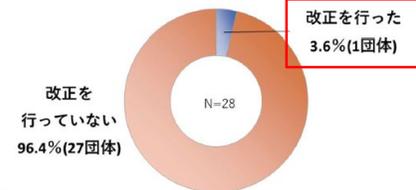
(都道府県代表消防本部・政令市消防本部・東京消防庁)
新型コロナに伴う救急搬送困難事案の変化
→ 約7割で増加



都道府県MC協議会における
令和2年度内の実施基準改正
→ 約6割で改正を実施



(改正を行った28都道府県MC中)
新型コロナを踏まえた実施基準改正
→ 1団体のみが実施



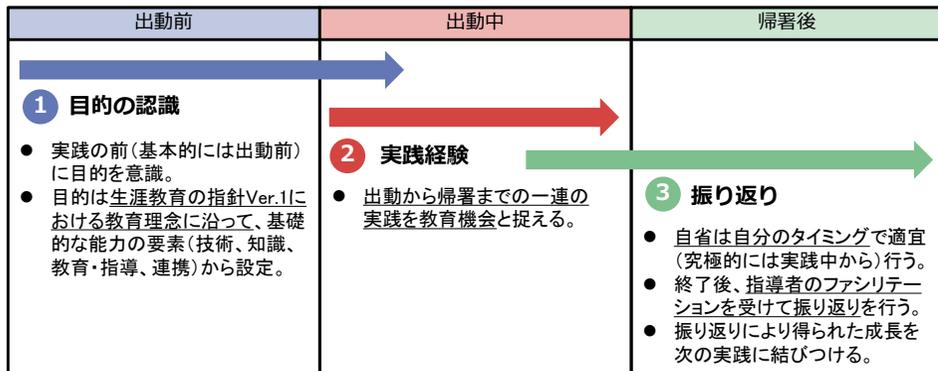
➤ 新型コロナ感染拡大下において地域の実情に応じた取組・工夫を行っている6地域にヒアリング

区分	ヒアリング対象	概要
医療機関の受入れ体制も含む一連の患者対応に関する都道府県全体の体制構築	政令指定都市がある都道府県	神奈川県 医療危機対策本部室
	政令指定都市がない都道府県	福井県 危機対策・防災課
搬送実務に携わる関係者間での搬送手順の共有	政令指定都市がある都道府県	福岡県 消防防災指導課
	政令指定都市がない都道府県	山形県 消防救急課
消防機関の取組	大阪府 消防局救急課	【事例⑤】関係機関への職員派遣・入院待機施設運営協力
医療機関との連携	名古屋市 消防局救急課	【事例⑥】医療機関への一時立ち寄り

救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方

(3) R3年度 救急業務におけるMC体制のあり方の検討【救急救命士等の教育】

『実践経験を通じた教育』の検討



- 令和2年度に検討した教育のプロセス(目的の認識、実践経験、振り返り)について、複数の消防本部において試行的に実施し、検証を通じて具体的な教育手法を検討。
- 当該教育において指導救命士に求められる役割等について併せて検討。

➤ 『実践経験を通じた教育』の検討

【試行的実施】(R3.8月-10月 6消防本部)

各本部における試行的運用

- 実施隊員・指導者・評価者を設定して実施
- 約1ヶ月間、様式を用いて実施

実施後調査

【実効性】

・実効性は「どちらかと言えば感じる」が多数。

【自由意見】

- ・プロセスの実施期間や回数に柔軟性が必要。
- ・現行教育に追加する形は負担。
- ・様式を用いて定期に実施するのは負担。
- ・指導者の経験等によって、指導にばらつきがある。

➤ 指導救命士の役割の検討

アンケート調査(8/1時点)

対象: 全国の消防本部等

項目: 指導救命士の活用状況

検討結果

■ 実践経験を通じた教育手法

- 救急隊員としてのレベルアップを図るための効果的な手法と考えられる。
- On-Job-Trainingの一環として、救急隊が日常の救急活動において取り入れていくことが望ましい。
- 日常的には口頭で行うことで柔軟に実施する。
- 教育の質を確保するためには、定期的に様式を用いて各プロセスを評価することが考えられる。
(※都度様式を作成する負担が大きく、現実的ではない)

■ 「実践経験を通じた教育」における指導救命士の役割

- 実施隊員への直接的な助言・指導
- 指導者への指導方法の教育
- 組織内における教育プロセスの評価

救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方

(3) R3年度 救急業務におけるMC体制のあり方の検討【事務連絡の発出】

「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」における
救急業務におけるメディカルコントロール体制に係る検討結果を踏まえた対応について（令和4年3月31日付け消防庁救急企画室事務連絡）

事務連絡
令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」における救急業務における
メディカルコントロール体制に係る検討結果を踏まえた対応について

救急業務におけるメディカルコントロール体制については、「救急業務の高度化の推進について」（平成13年7月4日付け消防救第204号消防庁救急救助課長通知）により、救急救命士に対する指示及び救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言、救急活動の事後検証、救急救命士の資格を有する救急隊員への再教育等の救急業務におけるメディカルコントロール体制の構築を積極的に進めるよう示し、その後も累次の通知等により、その整備・充実に向けた取組をお願いしてきたところです。

また、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」において、オンラインメディカルコントロール、事後検証及び再教育に関する現状の課題と解決策のほか、メディカルコントロール体制に係るPDCAの取組等の検討が行われ、「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和3年3月26日付け消防救第97号消防庁救急企画室長通知。以下「令和2年度通知」という。）により、体制の更なる充実強化を図っていただくようお願いしているところです。

こうした中、今般、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」（以下「令和3年度検討会」という。）において、救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方について、評価指標を用いたPDCAの取組、救急搬送困難事案への対応、救急救命士等の教育体制の検討が行われ、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）として取りまとめられました。

つきましては、下記事項に御留意の上、報告書の内容を参考として、引き続き救急業務におけるメディカルコントロール体制の充実強化に努めていただくよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

記

➤「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、各地域において取り組んで頂きたい内容について事務連絡を発出。

1 評価指標を用いたPDCAの取組について

- 令和3年度検討会において、評価指標を用いたPDCAの取組の推進に向け、各地域における評価指標の活用状況や評価指標を設定・活用している地域における取組事例を調査し、報告書に取りまとめられた。
- このような取組を行っていない地域においては、報告書に取りまとめた取組事例を参考に、評価指標を用いたメディカルコントロール体制のチェック及び見直し体制の確立を図っていただきたい。

2 救急搬送困難への対応について

- 令和3年度検討会において、新型コロナウイルス感染症拡大下における救急搬送困難事案への対応に関する検討が行われ、地域の取組事例について調査し、報告書に取りまとめられた。
- このような取組事例も参考としながら、引き続き、地域の実状に応じて、貴都道府県衛生主管部（局）等の関係者との間での連携など必要な対応に努め、地域の救急搬送が適切に行われる体制の構築を図っていただきたい。

3 救急救命士等の教育体制について

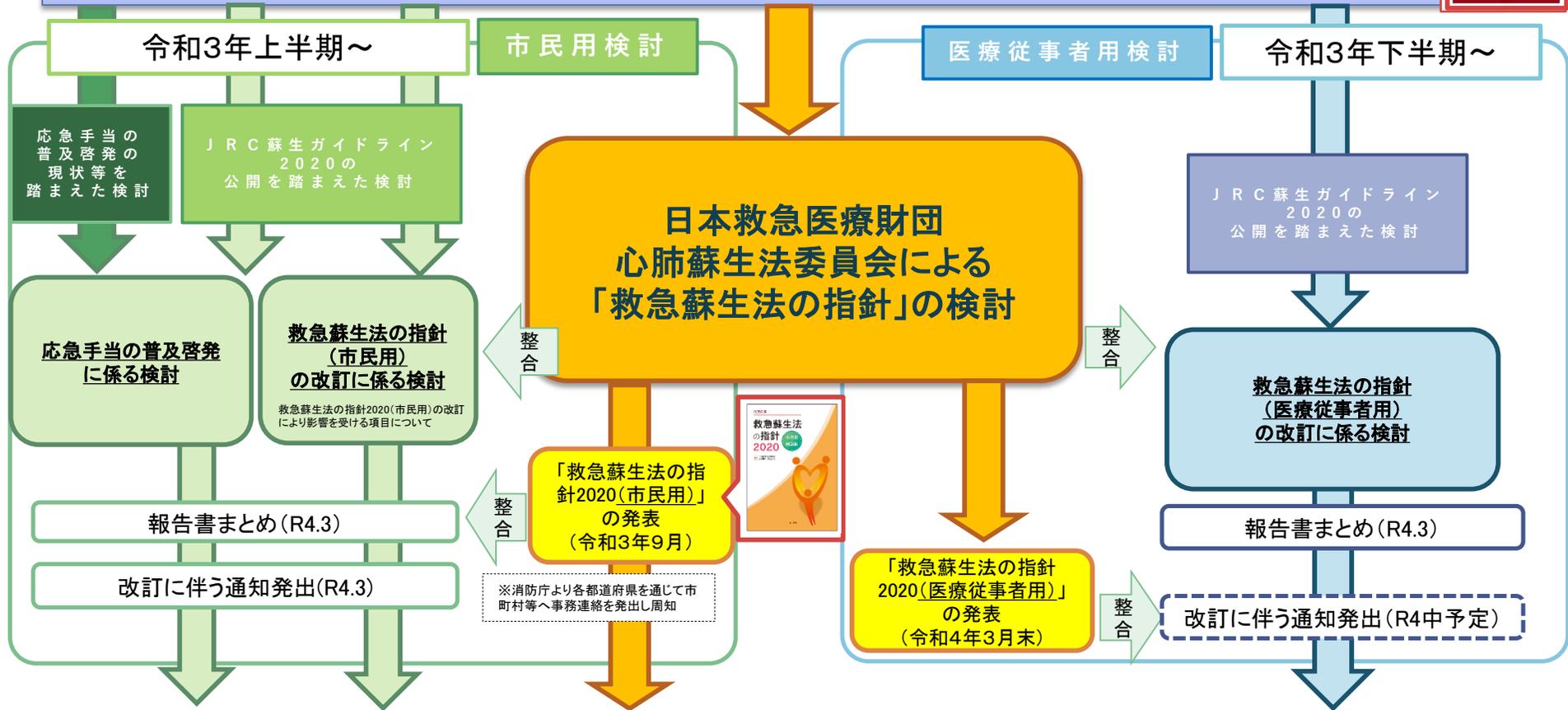
- 令和3年度検討会において、「実践経験を通じた教育」についての試行的実施及び検証を行うとともに、当該教育における指導救命士の役割の検討を行い、広くOn-The-Job Trainingの一環として、救急隊が日常の救急活動において取り入れていくことが望ましいとされた。
- 報告書を参考に、広くOn-The-Job Trainingの一環として、救急隊の日常の救急活動において取り入れることを検討いただき、救急業務の質の更なる向上につなげていただきたい。

②蘇生ガイドライン改訂への対応(WG)

蘇生ガイドライン改訂への対応



JRC蘇生ガイドライン2020の公開



JRC蘇生ガイドライン2020に沿った心肺蘇生法へ移行 (消防庁より、全国の消防本部等へ通知・事務連絡等により周知)

■ ガイドライン・指針(市民用)の改訂点の整理、通知等への反映事項

- ✓ 反応の有無、呼吸の有無について「判断に迷う場合の対応」
- ✓ 気道異物除去法の順序(背部叩打法、腹部突き上げ法)
- ✓ AEDパッド名称変更・オートショックAEDの認可
- ✓ 応急手当を実施する者の不安を取り除く工夫(情報提供・サポート) 等

■ ガイドライン・指針(医療従事者用)の改訂点の整理、通知等への反映予定事項 (※指針(医療従事者用)はR4.3月末発表のため、改訂後の内容を踏まえて最終調整)

- ✓ 可能ならば固い支持面の上でのCPRを行うことの追加
- ✓ ショック適応の心リズムかつショック不成功時に、可能な限り早期にアドレナリン投与
- ✓ 妊産婦の搬送時に左側臥位(正常な呼吸あり時)、子宮左方移動(CPR時)を考慮 等

蘇生ガイドラインの改訂への対応(WG)

令和3年度の取組

- ✓ 「JRC蘇生ガイドライン2020」の公開(R3.6)、「救急蘇生法の指針2020」の改訂(「市民用」:R3.9/「医療従事者用」:R4.3)に伴い、ワーキンググループを設置し、①一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法等への影響、②応急手当の普及促進についての検討、関係通知・要綱等へ反映。

検討事項

➤ 主に一般市民が行う心肺蘇生法等への影響の検討

■ ガイドライン・指針(市民用)の改訂点の整理、通知等への反映検討

- ✓ 反応の有無、呼吸の有無について「判断に迷う場合の対応」の追加
- ✓ 気道異物除去法の順序(背部叩打法、腹部突き上げ法)の追加
- ✓ AEDパッド名称変更・オートショックAEDの認可の追加
- ✓ 応急手当を実施する者の不安を取り除く工夫(講習での情報提供・サポート)の追加 等

➤ 主に救急隊員が行う心肺蘇生法等への影響の検討

■ ガイドライン・指針(医療従事者用)の改訂点の整理、通知等への反映検討

- ✓ 脈頸動脈の触知により脈拍の有無の評価を行うことの追加
- ✓ 可能ならば固い支持面の上でのCPAを行うことの追加
- ✓ ショック適応の心リズムかつショック不成功時に、可能な限り早期にアドレナリン投与
- ✓ 妊産婦の搬送時に左側臥位(正常な呼吸あり時)、子宮左方移動(CPA時)を考慮 等

➤ 応急手当の普及促進に関する検討

■ 講習項目の見直しやWEB講習の充実について検討

- ✓ ガイドライン・指針(市民用)の改訂等に合わせ、「上級救命講習」の“ファーストエイド”(病人等への最初の行動)の項目を充実
- ✓ eラーニングの項目の充実させ、対面講習時間を更に短縮(計2H短縮)

改訂点の関係通知等への反映

【令和4年3月31日発出済み】

- ✓ 「救急蘇生法の指針2020(市民用)」への対応について(事務連絡)
⇒ 市民が行う心肺蘇生法の改訂点を整理
- ✓ 口頭指導に関する実施基準の一部改正について(通知)
⇒ 指令員が通報者等に対して実施する口頭指導の内容を改訂

【令和4年中の反映】

- ✓ 「通信指令員の教育に係る教育テキスト」(通知)の改訂
⇒ 上記内容や参考事例等の反映
- ✓ 「救急隊員が行う心肺蘇生法の実施要領」(通知)の一部改正
⇒ 救急隊員が行う心肺蘇生法の内容を改訂
- ✓ 「救急活動プロトコルについて」(通知)の発出
⇒ 救急隊員等の救急活動プロトコルへの影響を整理し、MC協議会・消防本部へ通知。各地域において反映。

【令和4年3月31日発出済み】

- ✓ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について(通知)
 - ・ 応急手当の実施者に対する心的ストレスへの配慮を追記
 - ・ 上級救命講習へファーストエイドの項目を追加(低血糖、失神等)
 - ・ 上級救命講習のeラーニングの充実(対面講習時間8H→6H)
 - ・ 一般市民向け講習(普通、上級)の座学部分について、現在のeラーニング同様にオンライン(LIVE)での実施を可能とする。
(一定期間内に実技訓練を行えば講習修了となる)

③ ICT技術を活用した救急業務の高度化 (連絡会)

ICT技術を活用した救急業務の高度化

(1) 令和3年度の取組

① 目的

＜救急活動における【医療機関との連携強化】と【救急業務の高度化・簡素化】という視点で検討を実施＞

最新のICT技術等

- 5Gを活用した映像伝送機能
- 音声認識を活用した自動文字起こし機能



目的

- 映像伝送による医療期間との連携強化
- 救急現場における業務の高度化・簡素化

② 検討の進め方

連絡会の設置

- 新たなICT技術の導入に向けた具体的な実証実験の方法や効果の検証方法等について議論を行う。
- 構成委員
 - ・ICT技術導入済消防本部等（大阪・高松）
 - ・導入したICT技術を実態に合わせ逐次更新している消防本部等（千葉）
 - ・実証実験実施消防本部（成田・大分）
 - ・ICT技術に関する有識者（消防研究センター）

連携

実証実験

- 連絡会等で検討した新たなICT技術（5G、音声認識）を、消防本部の協力を得て実証実験として行う。
- 実施団体
 - ・成田市消防本部（5G）
 - ・大分市消防局（音声認識）



(2) 実証実験の内容

① 5Gを活用した映像伝送(成田市消防本部)

救急隊



発生現場

現場の状況、傷病者の容体などの
リアルタイム配信

映像伝送が
必要だ..



※写真はイメージ

<映像伝送実施の判断>

どの事案で映像伝送を行うかは、現場の救急隊長を中心に判断する。

例) 交通事故、自損事故、重症外傷、加害事案、特定行為指示要請..など

搬送途上

救急車に設置した
固定カメラ等による
リアルタイム配信



車内撮影用
天井設置
・USBカメラ
・5Gスマホ



バイタル撮影用



・タブレットPC
・5Gルーター



【救急隊から医療機関へ】
＜救急隊からの連絡方法＞

- ・重症患者→ホットライン
- ・その他 →交換電話

＜伝達内容＞

- ・適用電波状況(4G/5G)
- ・現状報告
- ・特定行為指示要請など

現場映像等の伝送



4G/5G通信

具体的指示・助言

【医療機関から救急隊へ】
＜医療機関からの連絡方法＞

- ・救急隊の携帯電話

＜伝達内容＞

- ・救急救命士が行う特定行為の具体的指示
- ・救急隊員への観察・処置に対する指示
- ・搬送先医療機関の助言

医療機関



- ・受入れ判断
- ・遠隔事前診察
- ・受入れ体制事前整備

映像受信及び必要に応じて
指示・助言の実施

救急室



なるほど



医局



なるほど



ICU



なるほど



※医療機関が見たい映像をタップし、カメラの角度の変更や映像を拡大して閲覧することが可能。(角度調整やズーム機能付)



(2) 実証実験の内容

② 音声認識を活用した自動文字起こし(大分市消防局)

発言内容

<フォーマット形式>

あらかじめ指定したフォーマットを音声認識で操作し、隊員の発言内容を文字起こしする。

音声入力シート	
基本情報	
事故種別	
搬送先	
発知日	
発知時刻	時 分
隊長	
機関員	
隊員	
性別	
年齢	歳



発言内容に従い、入力したい項目にカーソルが移動する。

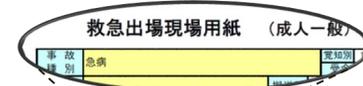
音声入力シート	
基本情報	
事故種別	
搬送先	
発知日	
発知時刻	時 分
隊長	
機関員	
隊員	
性別	
年齢	歳



発言した内容が自動で文字起こしされる。

音声入力シートへ文字起こしされると同時に、現場用紙一覧にも反映される仕様となっている。

音声入力シート	
基本情報	
事故種別	急病
搬送先	
発知日	
発知時刻	時 分
隊長	
機関員	
隊員	
性別	
年齢	歳



救急出場現場用紙 (成人一般)	
事故種別	急病
搬送先	
発知日	
発知時刻	時 分
隊長	
機関員	
隊員	
性別	
年齢	歳

聴取内容

通話内容

<議事録形式・電話による聴取形式>

関係者からの聴取内容や医師等との通話内容を録音し、リアルタイムで文字起こしする。

【現場でのやりとり(例)】

救急隊: 田中さん。大丈夫ですか。
(傷病者) 田中さん: はい。
救急隊: 血圧測りますね。そのまま横になって力を抜いてください。
(傷病者) 田中さん: はい。



リアルタイムで文字起こし

※指令センター、医療機関の医師等との通話内容についても同様の形式で文字起こし予定。

情報 ※発言者ごとに議事録を作成可能			
タグ	↑ 発言時間	発言者	発言内容
○	> 18:26:09	救急太郎B	> 田中さん。
○	> 18:26:10	救急太郎B	> 大丈夫ですか。
○	> 18:26:25	>	はい。
○	> 18:27:04	救急太郎B	> 血圧測りますね。
○	> 18:27:17	救急太郎B	> そのまま横になって力を抜いてください。
○	> 18:27:52	>	はい。

単語登録 表記を入力 読みを入力

意識		意識障害進行		
JCS	GCS	E ()	V ()	M ()
呼	性 状	正 常		
吸	呼吸数時間的变化	16~19 回/分		10~15 回/分
	呼吸音			
	SpO2			%



これらの情報は専用のタブレットへ集約され、救急隊員間で情報の共有等に用いられる。

④救急安心センター事業(#7119)の全国展開
(連絡会)

救急安心センター事業（#7119）の全国展開

救急安心センター事業（#7119）の概要

- 現在、全国18地域で実施
- 人口カバー率は47.0%（5,928万人）

（1）実施地域 全国18地域

○ 県内全域：12地域

宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、大阪府内全市町村、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県

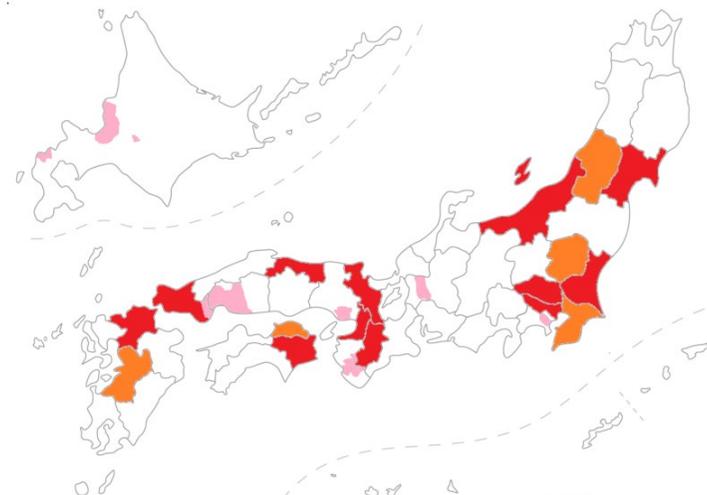
○ 県内一部：6地域

札幌市周辺、横浜市、岐阜市周辺、神戸市周辺、田辺市周辺、広島市周辺

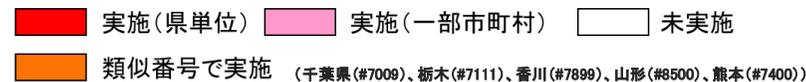
（2）エリア人口

○ 全国5,895万人（カバー率47.0%）

うち 最小 約9万人（田辺市等）～ 最大 約1,402万人（東京都）



※令和4年4月1日現在



（3）開始時期

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
開始地域数	1		2			1	1		1	1	4	3	2	1	1
累計	1		3			4	5		6	7	11	14	16	17	18
[参考] 開始地域	東京都		大阪府 奈良県			田辺市等	札幌市等		横浜市	福岡県	埼玉県 宮城県★ 新潟県★ 神戸市等	鳥取県★ 茨城県 広島市等	山口県★ 徳島県★	京都府★	岐阜市等

※下線は都道府県が主体となって実施している地域（10地域）、うち★印は管内市町村から分担金を取って運営している地域（6地域）

救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について

○消防庁では、「#7119の全国展開に向けた検討部会」及び「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、今後具体的に取り組んでいただきたい項目をとりまとめ、各都道府県消防防災主管部（局）長に通知（令和3年3月26日付け消防救第94号消防庁救急企画室長）

1. 管内に#7119の未実施地域を有する都道府県における事業の実施又は実施地域の拡大に向けた取組について

(1) 検討の着手について

事業実施効果・関係者間の連携

・#7119は、「救急車の適正利用」、「救急医療機関の受診適正化」など、多岐にわたる事業実施効果を有しており、**実施にあたっては電話による救急相談及び医療機関案内サービスの提供に関わる幅広い関係者との連携協力が不可欠**

都道府県単位での早期実施

・自らの地域の実情を踏まえ、本事業に係る関係者を可視化し、広く情報提供するとともに、当該関係者の間で、本事業の実施を通じて得られる効果や事業実施に際して想定される運営形態等に係る共通認識の醸成を図るなど、**#7119の都道府県単位での早期実施に向けた検討への着手を依頼**

(2) 事業の実施主体及び財政負担等について

実施地域の単位

・「**都道府県と市町村とが負担を分かち合い、共同して実施する**」パターンが、敢えて言えば「**推奨モデル**」と示されたことから、**#7119の都道府県全域での早期実施に向けた検討を進めるよう依頼**

財政措置

また、その他の都道府県におかれても同様に、実施地域を管内全域に拡大するための方策や、実施主体のあり方、都道府県と市町村の間での更なる連携方策等について、**今一度、関係者との間で検討を依頼**
 ・令和3年度から、現行の市町村に対する普通交付税措置を見直し、**都道府県又は市町村の財政負担に対し、特別交付税を講じる**こととしていることを改めて周知

(3) 事業実施に向けた検討を具体的に促す枠組み等について

検討を具体的に促す枠組み

・未実施団体における事業実施に向けた検討を具体的に促す枠組み（MC協議会等の活用、地域医療計画における位置づけ、スモールスタート等も必要に応じて参考とするよう周知

専門家からの助言、研修支援等

・事業実施に係る検討を行う中で、専門家からの助言や研修支援等を必要とする場合は、**消防庁で運用している「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度」を積極的に活用するよう周知**

2. #7119の実施主体である、あるいは実施を主導している都道府県及び市町村における取組について

(1) 事業の普及啓発・認知度向上について

・検討部会報告書において、「**住民に対して本事業の内容を幅広く周知し、認知度の向上や正しい理解の醸成を図ることができれば、本事業を真に必要な者による効果的な利用を呼び、本事業の目指す効果が的確かつ大きく発現されることに繋がり得る**」などと示されていることにも留意

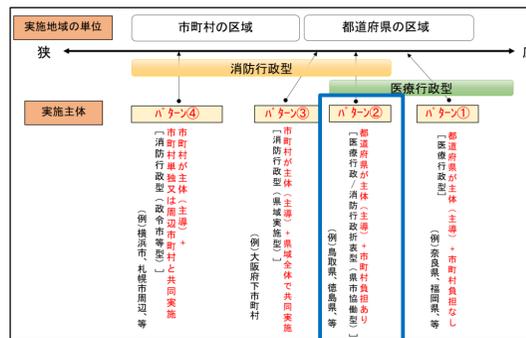
(2) 事業の「質」、「利便性」及び「効率性」の向上について

・検討部会報告書において、「**各実施団体が置かれている状況はそれぞれ異なることから、現在自らがどの実施段階にあるのか的確に把握した上で、その段階で目指すべき姿をしっかりとイメージしながら、必要な方策を検討することが重要ではないか**」と示されていることにも留意

3. その他

・消防庁では「事業導入・運営の手引き／マニュアル」の作成など、更なる支援に努めるとともに、各地域の取組状況についても定期的に調査し把握していく。

本事業の実施主体のあり方に関するパターン分けの例の可視化イメージ



推奨モデル

財政措置に係るイメージ図

団体	平成21年度から令和2年度まで	令和3年度～
都道府県	×	○
市区町村	○ (全団体に普通交付税措置)	○ (実施団体に特別交付税措置)

・措置率0.5、財政力補正なしで措置

マニュアル等の作成

「事業導入・運営の手引き／マニュアル」

目的

- ・未実施団体の事業導入に向けた検討に活用
- ・実施団体の事業の質の向上を目的に活用

救急安心センター事業（#7119）

事業導入・運営の手引き
マニュアル

令和4年3月
総務省消防庁

第1 総論

#7119の普及状況や事業導入により得られる効果など、事業導入についての検討を行うために必要となる基本的な情報を記載

第2 #7119導入に関する事項

関係者の役割分担や事業開始までの流れなど、事業導入についての検討を開始するにあたり必要となる事項を記載

第3 #7119の運営

電話対応に関する事項や普及啓発・広報など、事業導入決定後、運営開始までに対応が必要となる事項を記載

第4 #7119の評価・改善

実施団体における事業検証など、事業開始後、事業の評価・質の向上のために必要な事項を記載

第5 参考情報

参考情報として、実施団体の基本情報に関する事項などを記載

「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書(例)」

目的

- ・実施団体・未実施団体ともに事業を外部委託する際に活用

救急安心センター事業（#7119）

事業を外部委託する際に
活用可能な標準的な仕様書（例）

令和4年3月
総務省消防庁

第1 業務概要に関する事項

事業効果を含めた調達の背景や委託期間など、業務概要に関する事項を記載

第2 業務内容等に関する事項

相談員（看護師）等の配置や具体的な対応要領など、業務を行うために必要となる事項を記載

第3 相談システム及び業務設備に関する事項

事業の実施場所の特定やコールセンターの回線数の決定など、事業実施に係る業務設備に関する事項を記載

第4 契約に関する事項

契約形態や委託料の支払い方法など、契約に関する事項について記載

第5 その他

個人情報や記録媒体の取り扱い、情報セキュリティに関する事項、留意事項などについて記載

救急安心センター事業（#7119）に関する「事業導入・運営の手引き／マニュアル」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書(例)」の策定について（令和4年3月31日付け消防庁救急企画室事務連絡）

- 全国の関係者に広く提示するとともに、具体的な活用方策等に係る説明会を開催し、未実施地域における事業導入の促進及び実施地域における事業運営の質等のさらなる向上を図る。

3. 救急分野における 新型コロナウイルス感染症対応

3. 救急分野における新型コロナウイルス感染症への対応について

- これまで、消防庁より、都道府県消防防災主管部局及び全国の消防本部に対して、以下の内容を含む新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を累次にわたって発出。

(1) 救急隊員への注意喚起等

○ 救急隊員の行う感染防止対策など具体的手順の徹底

- ・ 手指衛生 及び 個人防護具(マスク、ゴーグル、感染防止衣、手袋等)の適切な着脱
- ・ 救急車内の消毒 ・ 救急隊員の健康管理 等

○ 救急隊の感染防止資器材確保支援

- ・ 令和元年度予備費、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算・補正予算を活用し、救急隊員が使用するマスク、感染防止衣等の感染防止資器材について、緊急的な措置として消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に迅速に提供する形で支援を実施

救急隊の感染防止対策マニュアルの改訂

「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.1.0)」(平成31年3月)について、最新の医学的知見及び新型コロナウイルス感染症患者への対応の経験を踏まえた改訂を行い、「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」として、令和2年12月に公表
さらに、「N95マスクの例外的取扱について」の廃止等に伴い、令和4年2月に「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.1)」として一部改訂

(2) 保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築

○ 保健所等が行う移送への協力

- ・ 保健所等が行う新型コロナウイルス感染症陽性患者等の移送に対する消防機関による協力
- ・ その他、関連事案発生時における対応に係る役割分担や具体的手順の確認、密な情報共有及び連絡体制の構築 等

(3) 救急搬送困難事案への対応

○ 「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査」の継続実施・関係機関との情報共有・必要な連携協力

- ・ 救急現場においても感染者数の増加等に伴う救急搬送困難事案発生状況の変化を的確に把握し、関係機関と情報を共有
- ・ 各都道府県調整本部等が行う新型コロナ疑い救急患者の受入れ体制整備に際し、消防関係者も適切に関与
- ・ 救急搬送困難事案の抑制に向けた各地域における具体的な取組状況は、総務省消防庁としても継続的に情報収集し、適切に対応 等

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について

○ これまで、都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を **39回** 発出。

- 【主な内容】➤ 救急隊員の行う**感染防止対策**など具体的手順の徹底
 ➤ **保健所等関係機関**との密な情報共有、連絡体制の構築
 ➤ **救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力** など

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和2年1月16日(木)	「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」(事務連絡)	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を行うもの
② 令和2年1月28日(火)	「新型コロナウイルス感染症への対応について」(事務連絡)	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認するもの
③ 令和2年2月1日(土)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第24号・消防救第28号通知)	上記政令施行後の消防機関における対応を確認するもの(→のち、④の発出に際して廃止)
④ 令和2年2月4日(火)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第26号・消防救第32号通知)	2/3付け厚生労働省通知を踏まえた消防機関における対応を確認するもの(→のち、⑤の発出に際して一部改正)
⑤ 令和2年2月15日(土)	「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」(事務連絡)	2/4に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促すもの
⑥ 令和2年2月28日(金)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」(事務連絡)	感染防止対策の徹底や保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促すもの
⑦ 令和2年3月10日(火)	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(第2弾)の決定等について」(事務連絡)	左記緊急対応策の決定や、救急隊の感染防止対策の改めての徹底等を確認するもの
⑧ 令和2年3月19日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討への対応について(依頼)」(事務連絡)	3/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(→のち、⑨の発出に際して廃止)
⑨ 令和2年3月26日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	3/26付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑩ 令和2年4月14日(火)	「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について(依頼)」(事務連絡)	4/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑪ 令和2年4月18日(土)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者への対応等について(依頼)」(事務連絡)	4/18付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(→のち、⑭の発出に際して廃止)
⑫ 令和2年4月23日(木)	「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について(依頼)」(消防救第103号通知)	左記調査実施への協力を求めるとともに、必要な対応を求めるもの
⑬ 令和2年4月27日(月)	「心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」(消防救第109号通知)	日本臨床救急医学会からの提言を情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求めるもの
⑭ 令和2年5月13日(水)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について(依頼)」(事務連絡)	5/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑮ 令和2年5月27日(水)	「「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について」(消防消第163号・消防救第130号通知)	5/13付け厚生労働省通知を踏まえ、2/4付け通知(上記④)の内容を一部改正した旨を周知するもの
⑯ 令和2年5月27日(水)	「新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について(依頼)」(事務連絡)	5/27付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑰ 令和2年6月19日(金)	「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	6/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑱ 令和2年10月23日(金)	「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	9/4付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容	
①9	令和2年12月7日(月)	「年末年始に向けた医療提供体制の確保への対応について(依頼)」(事務連絡)	12/2付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
②0	令和2年12月25日(金)	「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について(消防救第315号通知)	左記マニュアル等を参考に、引き続き救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を図るよう求めるもの
②1	令和3年2月16日(火)	「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組への対応について(依頼)」(事務連絡)	2/16付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
②2	令和3年3月2日(火)	「新型コロナウイルスへの感染防止対策としての警察との情報共有の推進について」(事務連絡)	3/2付け警察庁事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
②3	令和3年3月24日(金)	「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	3/24付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
②4	令和3年4月15日(木)	「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保への対応について(依頼)」(事務連絡)	4/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
②5	令和3年8月23日(月)	「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」(消防救第297号通知)	8/23付け厚生労働省通知等を踏まえ、迅速かつ円滑な移送・搬送体制の確保に努めるよう求めるもの
②6	令和3年8月26日(木)	「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	8/25付け厚生労働省通知等を踏まえ、入院待機施設への移送・搬送について、関係機関と調整の上、適切に対応するよう求めるもの
②7	令和3年9月13日(月)	「新型コロナウイルス感染症患者等への酸素投与用の酸素使用量増加に備えた取組事例について」(事務連絡)	酸素使用量の増加が想定されることから、救急活動に支障が生ずることのないよう、必要な対応を求めるもの
②8	令和3年9月15日(水)	「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築への対応について」(事務連絡)	9/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
②9	令和3年10月1日(金)	「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」(事務連絡)	10/1付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
③0	令和3年11月24日(水)	「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」への対応について」(事務連絡)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に示された「医療提供体制の強化」について、具体的な取組事項等を示し、必要な対応を求めるもの
③1	令和3年12月23日(木)	「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方への対応について」(事務連絡)	12/23付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
③2	令和4年1月20日(木)	「現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化に向けた取組について」(事務連絡)	1/20付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」において、関係者との間での連携など必要な対応に努めるよう求めるもの
③3	令和4年1月31日(月)	「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」(事務連絡)	1/28付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
③4	令和4年2月15日(火)	「オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化への対応について」(事務連絡)	2/8付け厚生労働省事務連絡及び2/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
③5	令和4年2月17日(木)	「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」の一部改訂について(事務連絡)	左記マニュアルを参考に、救急隊の感染防止対策マニュアルの再整備等を図るよう求めるもの
③6	令和4年3月3日(木)	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底への対応について」(事務連絡)	3/2付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
③7	令和4年3月22日(火)	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」(事務連絡)	3/18付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
③8	令和4年4月15日(金)	「ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保への対応について」(事務連絡)	4/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
③9	令和4年5月2日(月)	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化への対応について」(事務連絡)	4/28付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について【その2】

- 都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部に対しては、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等のほか、
 - **新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(新型コロナワクチン)**に関するもの (①救急隊員等へのワクチン接種 ②搬送体制の確保 ③救命士によるワクチン接種業務)
 - 感染拡大防止に伴う救急関係制度の弾力的運用に関するもの
- などについても、随時、情報提供を行っているところ。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(新型コロナワクチン)に関するもの

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和3年1月15日(金)	「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について(周知)」(事務連絡)	新型コロナワクチンの早期接種を行うこととされた「医療従事者等」に含まれる「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」に係る具体的な範囲を周知するもの
② 令和3年1月27日(水)	「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について(情報提供)」(事務連絡)	新型コロナワクチンに関する政府関係機関の情報発信サイト(ホームページURL)を周知するもの
③ 令和3年2月8日(月)	「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(依頼)」(消防消第22号・消防救第27号・消防広第38号通知)	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等に係る接種予定者数等について、調査するもの
④ 令和3年2月12日(金)	「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防団員等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(依頼)」(消防消第35号・消防地第41号通知)	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防団員等に係る接種予定者数等について、調査するもの
⑤ 令和3年3月19日(金)	「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について(情報提供)(その2)」(事務連絡)	1/27付け事務連絡の内容に追加して、新型コロナワクチンに関する政府関係機関の情報発信サイト(ホームページURL)を周知するもの
⑥ 令和3年3月31日(水)	「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の救急搬送体制の確保への対応について(依頼)」(消防救第100号通知)	3/31付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑦ 令和3年5月13日(木)	「新型コロナワクチンの接種について(情報提供)」(事務連絡)	医療従事者等の新型コロナワクチンが配送される見通しであることから、円滑な接種の推進と接種にあたっての注意事項等を周知するもの
⑧ 令和3年5月25日(火)	「救急救命士による新型コロナワクチン接種業務の対応について」(事務連絡)	救急救命士による新型コロナワクチン接種の実施について、厚生労働省において検討されること等を周知するもの
⑨ 令和3年5月31日(月)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」の開催について」(事務連絡)	厚生労働省において、新型コロナワクチン接種の推進に向けた救急救命士を含む各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会が開催されたこと等を周知するもの
⑩ 令和3年6月4日(金)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について(依頼)」(消防消第244号・消防救第183号通知)	厚生労働省から、新型コロナワクチン接種の推進に向けた救急救命士を含む各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等が示されたことを受け、消防機関における必要な対応を求めるもの
⑪ 令和3年6月11日(金)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」への対応等について」(事務連絡)	厚生労働省等から、臨床検査技師や救急救命士が新型コロナワクチン接種(筋肉内注射)を実施するための研修について情報提供されたことを周知するとともに、関係機関との必要な連携を求めるもの
⑫ 令和3年6月17日(木)	「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について(第二報)」への対応等について」(事務連絡)	厚生労働省等から、臨床検査技師や救急救命士が新型コロナワクチン接種(筋肉内注射)を実施するための研修内容や実施方法等について情報提供されたことを周知するもの
⑬ 令和3年10月1日(金)	「新型コロナワクチンの追加接種について」(事務連絡)	9/22付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、救急隊員等の追加接種が円滑に進められるよう、必要な調整等を求めるもの
⑭ 令和3年12月20日(月)	「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(事務連絡)	12/17付け厚生労働省事務連絡において、初回接種から8か月以上の経過を待たずに追加接種をする場合の対象者等が示されたことを踏まえ、救急隊員等の追加接種について必要な調整等を求めるもの
⑮ 令和4年1月14日(金)	「救急隊員等の追加接種の速やかな実施について」(事務連絡)	1/13付け厚生労働省事務連絡等を踏まえ、救急隊員等の追加接種できる限り1月末まで、遅くとも2月末までに完了できるよう、必要な調整等を求めるもの

(2) その他

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和2年2月27日(木)	「患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証(車椅子専用)の有効期間並びに応急手当指導員及び応急手当普及員の有効期限の取扱いについて」(消防救第50号通知)	左記に係る講習の開催を延期等した場合に、認定等に係る有効期間等を一定期間延長するなど適切に取り扱うよう要請するもの
② 令和2年5月22日(金)	「「救急蘇生法の指針2015(市民用)」の追補への対応について」(事務連絡)	厚生労働省から示された左記指針の追補を踏まえ、消防本部における応急手当普及啓発活動の実施に際して、必要な対応を求めるもの
③ 令和2年9月15日(火)	「大学病院に対する救急隊員へのPCR検査実施の依頼等について(周知)」(事務連絡)	新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる救急隊員について、協力頂ける大学病院に対して、各消防本部から検査実施の依頼・相談ができる体制を構築したことを周知するもの

救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.1）（令和4年2月17日発出）改訂のポイント

- 救急業務における感染防止対策について、令和2年度「救急業務のあり方に関する検討会」のWGにおいて検討を行い、令和2年12月25日に「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」を発出
- 厚生労働省の事務連絡の廃止等を踏まえ、**「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」の一部を改訂し、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.1）」**（以下「改訂版マニュアル」という。）**を作成**

1. 主な改訂内容

個人防護具の再利用について

- 「N95マスク等の個人防護具の取り扱いについて」（令和3年11月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、N95マスク等の個人防護具の例外的取扱いに関する事務連絡が廃止されたことを受け、**「個人防護具の再利用」に関する記述を削除**

新型コロナワクチンの接種について

- 「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版 追補版 新型コロナワクチン」（一般社団法人日本環境感染学会）が令和4年1月25日に公開されたことを受けて、「2. 職員の職業感染防止対策」に、**新型コロナワクチンの接種も推奨される旨の記載を追記**

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第4版」（一般社団法人日本環境感染学会）に基づき、傷病者等にサージカルマスクを着用させることが難しい場合は、救急隊員は必ず**十分に目を保護できる**ゴーグル又はフェイスシールドを着用する旨を追記

その他の事項

- 個人防護具の着用例について、感染防止衣を上下着用した写真に差し替え（右写真）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律104号）の改正を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」の記述を追記

<個人防護具の着用例>



（新潟市消防局提供）

2. 各消防本部におけるマニュアルの再整備等

感染防止対策マニュアルを既に策定済みの消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル再整備を、また、未策定の消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル整備を図るなど、それぞれ引き続き、救急隊の感染防止対策や資器材の消毒等を適切に実施すること。

3. その他

改訂版マニュアルは消防庁ホームページに掲載

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/prevention/counterplan002.html>

救急隊の感染防止資器材確保支援事業等

1 令和元年度一般会計予備費使用(総務省所管分)

【令和元年度所要額】 2.4億円(うち予備費1.6億円)

【救急隊の感染防止資器材の確保支援】

- 傷病者の救急搬送に携わる救急隊員の感染症への感染を防ぐために必要な感染防止衣等の資器材が特定の地域で大量感染が発生した場合など、今後、**大幅に不足する恐れ**がある。
- 資器材の需給関係が安定するまでの緊急的な措置として、消防庁において、感染防止衣等の必要な資器材を購入した上で、**必要とする消防本部に対して当該資器材を迅速に提供**する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・エタノール



【救急隊の活動状況】



【感染防止資器材】

2 令和2年度 一次補正予算

【13.2億円(e-カレッジコンテンツ充実 0.1億円を含む)】

新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送に万全を期すため、消防における救急活動用の車両・資器材等を整備する。

- 救急隊の感染症患者の緊急搬送における感染防止対策
 - 消防本部の感染症への対応能力の総体的な強化等のため救急車をはじめとする**緊急消防援助隊登録車両等の整備について加速化**する
- 約3.4億円
約9.7億円
(緊急消防援助隊設備整備費補助金(1/2補助))

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・エタノール、ゴーグル

【救急車等の整備促進】



【救急車】



【アイソレーター】注



【指揮車】

(注) 患者を隔離して搬送するための陰圧装置付用具

緊急消防援助隊設備整備費補助金により、救急車による救急搬送時等の感染を防ぐための車両・資器材等の整備を促進

3 令和2年度 二次補正予算

【3.0億円】

新型コロナウイルス感染者(疑い例を含む)の移送・搬送の増加に加え、新型コロナウイルス感染症以外の通常の119番対応においても感染防止の徹底が必要とされる状況の中、夏場の熱中症対応での救急搬送増等に備え、救急隊員が使用するマスク、感染防止衣等の資器材について、**緊急的な措置として**消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に対して迅速に提供する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・エタノール・HEPAフィルター

4 令和2年度 三次補正予算

【3.0億円】

新型コロナウイルス感染者(疑い例を含む)への対応に加え、冬期の季節性インフルエンザ等による救急搬送増等に備え、救急隊員が使用する感染防止資器材について、**緊急的な措置として**消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に対して迅速に提供する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・エタノール・ゴーグル・HEPAフィルター

5 令和3年度 一次補正予算

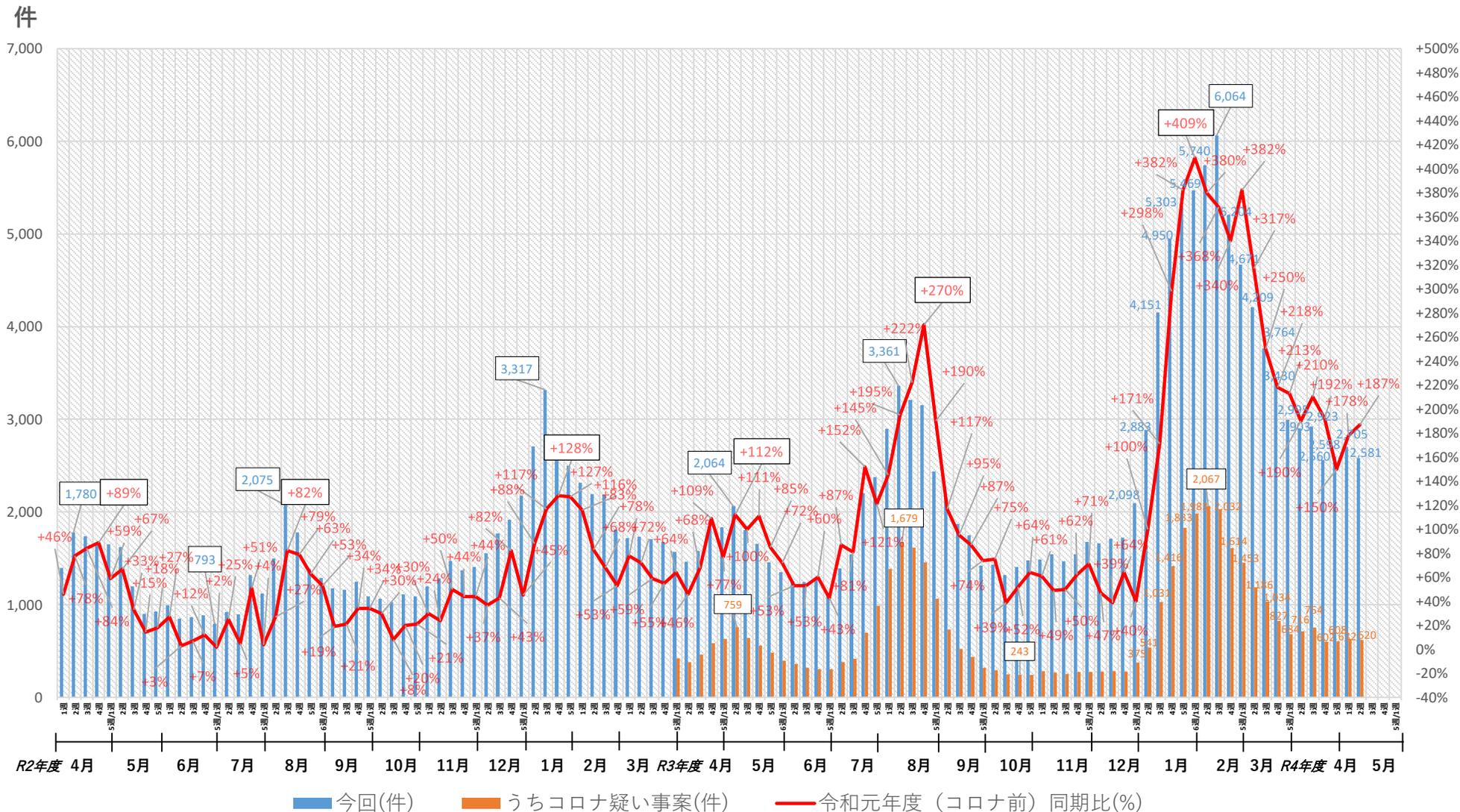
【0.7億円】

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大などにより、各消防本部で保有している資器材のみでは対応が困難な場合もあることから、救急隊が使用する感染防止資器材について、**緊急的な措置として**消防庁が一括購入した上で、必要とする消防本部に対して迅速に提供する形で支援を行う。

支援資器材: N95マスク・感染防止衣・グローブ・HEPAフィルター

各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査（抽出）の結果（各週比較）

R4.5.17
総務省消防庁



※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁へ報告があったもの。

※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部

※3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案

※4 医療機関の受け入れ体制確保に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。

※5 この数値は速報値である。

※6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化に向けた取組について

厚生労働省の取組

「即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて」（各都道府県衛生主管部（局）あて令和4年1月20日付け事務連絡）を发出

- 今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況と同時に、**一部の自治体においては、救急搬送受入困難事案が増加傾向である実態**を踏まえ、即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについてQ&Aを作成。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者の受入れに支障のない範囲で、**即応病床等（※コロナ病床）に「新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者」を受け入れることは可能**
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等を主訴とする患者（以下「**コロナ疑い患者**」という。）**に対して、必要な救急医療が提供されるよう、本取扱いを含め、改めて医療機関に対して周知を要請。**
- **コロナ疑い患者かそうでないかに関わらず、救急医療が必要な患者に対して適切に医療が提供できるよう、「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」（※）において、**普段より地域において救急医療に携わっている医療機関、**消防等の救急医療関係者と連携・協議していただき、更なる対策の推進を要請。**

※ 令和2年3月1日付け厚生労働省事務連絡に基づき、全都道府県で設置（構成員：市区町村、都道府県医師会、消防等の関係者）

消防庁の取組

「現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化について」（各都道府県消防防災主管部（局）あて令和4年1月20日付け事務連絡）を发出

- 上記の即応病床等の柔軟な利用等について、都道府県消防防災主管部（局）に対して周知するとともに、**「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」において、都道府県衛生主管部（局）等の関係者との間での連携など必要な対応**に努めていただくよう要請。
- 併せて、全国消防長会を通じて、本事務連絡を全国の724消防本部に周知するよう依頼。

医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について

厚生労働省の取組

「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」（各都道府県衛生主管部（局）あて令和4年1月28日付け事務連絡）を发出

1. 入院病床の取扱いについて

緊急事態宣言下においては全国全ての保健医療機関において、まん延防止等重点措置下においては対象都道府県内全ての保健医療機関において、さらに、緊急事態宣言下又はまん延防止等重点措置下でなくとも、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた等の条件を満たす保健医療機関において、**定数超過入院について、入院基本料の減額措置は適用されない**ことが改めて示され、**こうした取扱いを踏まえ、各医療機関において、積極的に救急搬送患者を受入れるよう要請。**

2. 救急患者を受け入れるための取組について

検査結果が判明するまでの待機スペースが逼迫し、救急患者が受け入れられないといった状況等を踏まえ、**救急患者を診察するスペースの拡充のため、臨時テントの整備等を行うなど、新型コロナ疑い患者を含めた救急患者を円滑に受け入れる取組事例を紹介。救急患者を円滑に受け入れられるよう、こうした整備を行うなど、各医療機関での積極的な対応を要請。**

3. 医療従事者の感染又は濃厚接触者による就業制限の緩和等について

オミクロン株の感染が確認された患者等に係る社会機能維持者である濃厚接触者の取扱いについては、今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、その**待機期間について、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除**という取扱いを周知。（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け令和4年1月28日一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））

消防庁の取組

「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」（各都道府県消防防災主管部（局）あて令和4年1月31日付け事務連絡）を发出

- 上記の入院病床の取扱い及び救急患者を受け入れるための取組等について、都道府県消防防災主管部（局）に対して周知するとともに、改めて、都道府県衛生主管部（局）等の**関係者との間での連携など必要な対応**に努めていただくよう要請。

「濃厚接触者の取扱いの見直しについて」（令和4年1月31日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）を发出

- 上記の社会機能維持者である濃厚接触者の取扱いについて、都道府県消防防災主管部（局）対して周知。

4. その他

令和4年度 全国メディカルコントロール協議会連絡会（第2回）

【開催概要】

日時 令和5年1月27日（金）14時00分から17時00分
場所 広島市文化交流会館（広島市）

【プログラム(案)】

第1部 我らの地域のメディカルコントロール取組事例発表（7演題）
事前の査読結果と当日来場者のWEB投票により
最優秀活躍賞（1事例）を表彰予定

第2部 演題

第3部 情報提供



広島市文化交流会館

※開催方法は、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて柔軟な対応

■ 第1部「我らの地域のメディカルコントロール取組事例発表」について

【目的】

- 各地域のMC協議会や消防機関及び医療機関における取組事例を全国へと発信し、情報を共有することでMC体制の更なる充実につなげる。

【事例募集期間(予定)】

- 令和4年8月～9月

【令和4年度募集内容】

➤ 各地域における指導救命士制度の充実に向けた取組事例

【趣旨】 消防本部や地域における指導救命士の運用（活躍の場や役割）や、質の維持向上を図る取組（指導救命士への継続教育や認定更新制度等）など、各地域のMC体制における指導救命士制度の充実に向けた取組事例を共有することで、指導救命士制度の更なる推進のための参考とする。

(参考) 「我らの地域のメディカルコントロール取組事例発表」過去の結果

年度	募集内容	応募数 採択数	受賞経過
平成 29年度	● 救急業務の高度化や消防・医療機関の関係構築等に あたってのMC協議会や消防機関及び医療機関の取 組や工夫など、全国で紹介できるMC体制に係る好取 組事例	応募38演題 採択7演題	ベストプラクティス賞 / 福岡県 北九州地域MC協議会 ➢ 通信指令業務における覚知から3分間の通信内容検証法及び口頭指導 技術発表会による評価法の確立
			ベストプレゼン賞 / 大阪府堺地域MC協議会
平成 30年度	● 救急業務の高度化や消防・医療機関の関係構築等に あたってのMC協議会や消防機関及び医療機関の取 組や工夫など、全国で紹介できるMC体制に係る好取 組事例	応募19演題 採択7演題	ベストプラクティス賞 / 長野県 諏訪地域MC協議会 ➢ 地域メディカルコントロール主催「警察・消防連携シンポジウム」について
			ベストプレゼン賞 / 宮城県 仙台・黒川地域MC協議会
令和 元年度	● 事後検証又は再教育体制の視点からの指導救命士 の活躍の好事例	応募23演題 採択8演題	最優秀活躍賞 / 大阪府 南河内地域MC協議会 ➢ 小規模MC体制下における指導救命士の役割と活躍の場を広げる仕組 みづくり
令和 2年度	● 「メディカルコントロール協議会による日常的な教育 に関わる取組 (質の担保・方法)」の好事例	応募9演題 採択7演題	最優秀活躍賞 / 福岡県 福岡地域MC協議会 ➢ 技術遠隔指導アプリを用いた気管挿管認定救急救命士再教育プログラ ムとその評価
令和 3年度	● 地域メディカルコントロール協議会間の連携による好 取組事例	応募7演題 採択7演題	最優秀活躍賞 / 岡山県南東部メディカルコントロール協議会 ➢ 地域メディカルコントロール協議会間の連携～地域MCの垣根を超えた 教育システムの構築に向けて～